

伊 勢 志 穂 議員

通告項目

ごみ問題について

(1) ごみ焼却の考え方

- ① リサイクル率の向上のために必要と考えていることは何か。
- ② 回収したプラスチックごみの「マテリアルリサイクル」「ケミカルリサイクル」「サーマルリサイクル」の割合はどうなっているか。また、「サーマルリサイクル」を減らすための施策をどのように考えているか。
- ③ ごみ焼却をやめていく自治体への評価を示せ。
- ④ 現在のごみ減量の目標値はどのような観点で決めたか。
- ⑤ ごみの分別のための工場は、トータルコストがごみ焼却の方法と比較してそれほど高額になるとは思えず、労働者の数が焼却方式よりも多くなると考えられ、今以上に地域経済に寄与すると思うが、見解を伺う。

〔市長答弁〕

はじめにリサイクル率の向上のために必要と考えていることについてであります。リサイクル率は、資源化を表す指標であり、循環型社会の形成のために向上させていくことが重要でありますことからそのためには、資源とごみの分別を徹底し、資源化の対象となるものをごみではなく資源として排出していただくことが大切であると考えます。

次に、プラスチックごみの「マテリアルリサイクル」「ケミカルリサイクル」「サーマルリサイクル」の割合についてであります。本市が資源として回収したプラスチック製容器包装及びペットボトルについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定するマテリアルリサイクルを行う再商品化事業者へ引き渡しており、すべてマテリアルリサイクルとして処理されております。しかしながら、可燃ごみに混在して焼却され、熱回収されるプラスチック類がありますことから、資源とごみの分別を徹底し、可燃ごみを減らすことが、サーマルリサイクルを減らすことにつながるものと存じております。徹底し、可燃ごみを減らすことが、サーマルリサイクルを減らすことにつながるものと存じております。

次に、ごみ焼却をやめていく自治体への評価についてであります。ごみの焼却処理は、日本の気候や地理的条件等を考慮した衛生的な処理方式として広く採用されてきた経緯がありますが、3R(スリーアール)を徹底し、焼却をやめていく方向性は、目指す取組のひとつとして見習うべきものと存じております。

次に、現在のごみ減量の目標値についてであります。平成 29 年 3 月の盛岡市一般廃棄物処理基本計画策定において、ごみ排出量の傾向や国の循環型社会形成推進基本計画、市が実施する減量化施策によって得られる減量効果の観点から設定したものであります。

次に、ごみの分別のための工場が、今以上に地域経済に寄与するのではな

いか,についてであります,3R(スリーアール)の推進のために,ごみを分別して搬出することの大切さが市民一人ひとりの意識として定着してきていることや,品目ごとのきめ細やかな収集運搬・処理体制が構築され,多くの事業者等が関わっている現状を考慮すると,大きな影響を生じる懸念があるものと存じております。

(3) 食品ロス削減

- ① 盛岡市の現在の食品ロスの量及び削減すべき食品ロスの量を示せ。また,どのようなものがどれくらい出ているか示せ。
- ② 食品ロス削減計画について所見を示せ。
- ③ 食品ロス削減計画策定する場合,いつまでに,どのように策定するか示せ。

〔市長答弁〕

次に,本市における現在の食品ロス量と削減すべき食品ロス量についてであります,本市独自のデータはないことから,国の調査を基にすると,本市の人口から,平成28年度の食品ロス量は,約14,900トンと推計できるものであります。削減すべき食品ロス量についてですが,国では平成12年度を基準として,令和12年度までの30年間で半減させる目標としており,全国との人口比から,本市の目標は約11,400トンとなり,約3,500トンが平成28年度から令和12年度までに削減すべき量となります。

また,どのようなものがどのくらい出ているかについてであります,本市の可燃ごみ組成分析調査結果の平均では,家庭系の食品ロスは,「食べ残し」と「未利用食品」が約5パーセント含まれております。事業系の食品ロスのデータはありませんが,「食べ残し」,「返品」,「売れ残り」などがあるものと存じております。次に,食品ロス削減計画の策定についての所見についてであります,国連による「持続可能な開発目標」において食品ロスの削減も課題とされており,食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図るとともに,多様な主体が連携し,国民運動として食品ロスの削減を推進するために法律が制定されたものと認識しており,その趣旨を踏まえ,策定してまいりたいと存じます。

次に,いつまでに,どのように作るかについてであります,一般廃棄物処理基本計画との整合を図る必要があることから,当該計画の中間目標年度となる令和3年度までの策定を考えております。また,策定に当たっては,各種審議会から意見を伺うとともに,特定非営利活動法人フードバンク岩手などの団体や関係機関等と連携を図りながら,国が定める基本方針に沿って進めてまいりたいと存じております。

ごみ問題について

(1) ごみ焼却の考え方

- ① 焼却のみに頼らないごみ処理が可能ではないか。
- ② 「県央ブロックごみ処理施設」の稼働後についても盛岡市にとってどのような形のごみ処理が適しているのか伺う。

〔環境部長答弁〕

焼却のみに頼らないごみ処理が可能ではないかについてであります。我が国では、気候や地理的条件等を考慮し、ごみを焼却し、減量・減容化する方法が広く採用されてきており、本市においても同様の処理を行っております。焼却を行わず埋立てによる処理とした場合は、埋立処分量が増大し、新たな埋立処分場の整備を検討する必要性が生じることや、処分場からの浸出水処理など、周辺環境への影響を検証していく必要があります。慎重な判断が求められるものと存じます。

次に、盛岡市にとってどのような形のごみ処理が適しているのか、についてであります。循環型社会の形成に向けて3Rを推進し、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の分別の徹底を図った上で、ごみとして処理しなければならないものについて

は、現状では、焼却処理が必要であると考えておりますが、今後においても、他の事例を参考にすのほか、最新の知見に基づく技術の調査・研究を行い、将来のごみ処理についても総合的な検討を継続してまいりたいと存じます。

(2) 県央ブロックごみ処理施設建設計画

① 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、構成団体の脱会などがあつた場合、計画変更が行われるか。

② 最終候補地の決定について、どういふ方法で住民の理解を得られようとしているか示せ。

③ 地域での説明会開催の手法について、市民から寄せられた批判的な意見はどのようなものがあるか。また、それに応えるために、何をどのように変えていくべきと考えるか。

〔環境部長答弁〕

次に、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、構成団体の脱会などがあつた場合、計画変更が行われるか、についてであります。「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」は、盛岡広域8市町の圏域における廃棄物処理に関する事務を共同で広域的に実施することとして、策定されたものであり、構成団体の脱会などがあつた場合広域処理面積や処理人口、処理量など広域処理の前提となる諸条件に変更が生じるため、見直し等が必要になると考えるものであります。

次に、最終候補地の決定について、どういふ方法で住民の理解を得るか、についてであります。平成31年3月に開催した「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」において、「盛岡インターチェンジ付近」を最も有力な候補地として以来、土淵

地区及び太田地区において、懇談会や住民説明会の開催等を通じ、地域住民や関係者との意見交換を重ね、また、11月15日号の広報に広域化に関する特集記事を掲載するなど、情報発信にも努めてきたところであり、今後におき

ましても、地域との協議を継続し、対話を繰り返す中で、様々な機会を捉え、広く情報発信を行いながら、広域化の必要性や、施設整備に当たり環境対策に万全を期すこと、廃棄物エネルギーを有効に活用し、地域振興やまちづくりを進めることなどについて、理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

次に、地域での説明会開催の手法について、市民から寄せられた批判的な意見はどのようなものがあるか、についてであります。当初、住民説明会の対象については、平成 15 年 4 月の県通知を参考として、候補地周辺の 500m の範囲に居住者がいる町

内会等とし、その後、周辺地域からの要請を受けて範囲を拡げてきておりますが、なお説明会の開催の範囲が限定的であり、市民との話し合いが十分でない、広域化や施設整備に関する情報が十分に周知されていないなどの意見が寄せられております。また、それに答えるために、何をどのように変えていくべきかについてですが、土淵地区や太田地区における懇談会や住民説明会を継続するほか、他の町内会等からの要請に応じて、新たに住民説明会の対象とするなど、より多くの地域住民への説明や対話の場を確保するとともに、引き続き、広報紙への掲載など様々な手段により、住民説明会開催の過程のお知らせを含め、広域化に関する情報の発信に努めてまいりたいと存じます。

(3) 食品ロス削減

食品ロスを減らし食品提供を円滑に行うためのフードバンクへの 3 つの支援策の提案について見解を示せ。

- ・ 協力企業を増やす広報活動
- ・ 税制や入札制度上でのインセンティブの付与
- ・ 協力金の付与

〔環境部長答弁〕

フードバンクへの 3 つの支援策の提案について見解を示せについてであります。フードバンクへの支援については、SDG s (エスディーズ) への取組につながるとともに、食品ロスの削減、事業系ごみの減量、生活困窮者に対する食糧支援などの観点からも重要なものであると存じております。提案の一つ目、協力企業を増やす広報活動については、現在、SDG s (エスディーズ) に取り組む事業者が増えてきていると思われませんが、今後、事業系ごみの減量推進に際し、事業者と接触する会が増えることから、フードバンクへの食糧支援や労働力等の提供そのものが、SDG s (エスディーズ) への取組につながることが積極的に周知してまいりたいと存じます。

提案の二つ目、税制上のインセンティブについては、フードバンクを活用した食品関連事業者に対する損金処理の制度がありますが、本市の入札制度上のインセンティブについては、現時点ではないものであります。

提案の三つ目、協力金の付与については、三鷹市及び狛江市では、フード

バンクに対する運営補助を行っていると同っており、本市においては、こども未来某金を活用した「フードバンク子ども応援プロジェクト」として補助を行っているところであります。

フードバンク活動は、食品ロスの削減や生活困窮者に対する食糧支援などに果たす役割は大きく、重要なものと存じておりますので、提案のあった入札制度上のインセンティブについて所管する財政部と協議を始めるとともに他の提案内容についても、関係部署と連携し、さらに調査の上、検討してまいりたいと存じます。

市立図書館について

- ・公立図書館の社会的役割や自治体が図書館を設置する意義について、市の考えを示せ。
- ・役割や設置の意義から導き出した市の図書館運営や取組を示せ。
- ・近隣高校生の市立図書館の利用が少ない理由について、アンケートと聞き取り調査による分析結果を示せ。
- ・「交流・くつろぎ機能」を充実させてほしいという要望に対する設計の方向性について示せ。
- ・図書館協議会での設計の方向性に関する協議内容について示せ。

〔教育部長答弁〕

公立図書館の社会的役割や自治体が図書館を設置する意義についてであります。公立図書館は、住民の知的活動の基盤を支える地域の情報拠点として、様々な資料や情報を収集・提供し、読書活動を推進するとともに、住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営が行われる施設であると存じております。

次に市の図書館運営や取組についてであります。市の図書館においては、市民の読書や学習活動などを支える図書資料の収集や貸出しを行うとともに、調べものに対する支援としてのレファレンス、図書資料を活用した講演会や学習会、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせなどを実施するほか、図書館に来ることが困難な方などのための移動図書館車の運行や、地区活動センター図書室との連携による図書の貸出しなどに取り組んでいるところであります。

次に、近隣高校生の利用が少ない理由についてであります。高校生から、直接、聞き取りを行ったところ、「本は自分で買うから」、「家や学校から遠いから」という回答が多くあったところであります。

次に、市立図書館に「交流・くつろぎ機能」の充実を求める要望に対する設計の方向性についてであります。市立図書館に「交流・くつろぎ機能」を設けるためには、新たな空間の確保が必要となりますことから、大規模改修において、どの程度空間を確保できるか検討してまいりたいと存じます。

次に、盛岡市図書館協議会での協議内容についてであります。アンケート結果と同様に、市民が交流できるスペースや、ゆったりとした落ち着いた雰囲気の中で本に親しめる機能を求める意見があったところであります。

障がい者差別解消法について

(1)施設

木伏緑地パーク PFI の施設設計の際に障がいを持つ方々への聞き取りをするなど配慮がなされたか。

〔都市整備部長答弁〕

木伏緑地パーク PFI の施設についてであります。設計にあたって障がいを持つ方々から直接に聞き取りは行っておりませんが、公衆トイレは車いす対応の仕様とし施設利用を考慮したスロープの配置等について配慮しております。

なお、現在、車いすによる当該緑地への進入は開運橋側からとなっておりますが、令和元年度、国土交通省が施行する堤防沿いの管理用通路の嵩上げ工事と併せ、旭橋側に近い駐輪場入り口から園路を延長し整備する予定と伺っており、車いす利用の方も、従前と同じように通行が可能となる予定であります。

(2) 投票方法

郵便投票の対象にならない方や、病院・施設で投票できない方への合理的配慮について、所見を伺う。

〔総務部長答弁〕

郵便投票の対象にならない方や、不在者投票ができない病院・施設に入院又は入所している方の投票への配慮についてであります。郵便による不在者投票は、公職選挙法により、身体障がい者のうち、両下肢、体幹、移動機能障害が2級以上など一定の障がいがある方、又は、要介護状態が区分5である方で、事前に証明書の交付を受けている方が対象とされております。また、病院等での不在者投票は、県が指定する病院等で行うことができるものであり、岩手県においては、収容定員が概ね50人以上の病院等が指定されております。

投票所に行くことが困難な方で、郵便投票や病院等での不在者投票の対象とならない方への支援につきましては、現在は、御家族や障がい福祉サービス、介護保険サービスによる介助を受けて、投票所まで出向いていただいておりますが、今後、他都市の取組なども参考にしながら、支援の方法を検討してまいりたいと存じます。

なお、郵便投票につきましては、全国市区選挙管理委員会連合会を通じて対象者の拡大を国に要望しているところであり、国におきましては、対象範囲を介護保険の要介護3まで拡大しようという動きがあると伺っておりますことから、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

(文責 いせ志穂)